

ろくでなし子さんの逮捕、起訴に対する抗議声明

わたしたちは、ろくでなし子さんの二度にわたる逮捕、勾留、起訴について、これを不当として、抗議します。

わたしたちは、同じ表現者の立場から、今回の件に関して、警察権力の手法に深い危惧の念を抱いています。みずからの身体と性について、女性自身が主体的に表現できる場を創造してきたろくでなし子さんが、二度にわたって逮捕、勾留される必要はなかったと考えるからです。

警察権力の恣意的な判断に基づいて、ひとつの表現が「わいせつ」とされて、逮捕、勾留、起訴に至り、そのために、ひとりの表現者が、その生活や表現活動に重大な傷を負わされることは、自由にものを創造し、発言する、すべての表現者に対する弾圧に他なりません。

「表現の自由」を根本におく憲法と民主主義のもとで、あってはならないことです。

芸術性など性的刺激を緩和させる要素を勘案し、表現全体の評価を重視した最高裁の最近の基準に照らしても、本件は大いに疑問です。

わたしたちは、ろくでなし子さんの表現活動が、これ以上不当に妨害されることのないよう求め、この度の警察による行為に対して、強く抗議を表明します。

2015年1月19日

一般社団法人 日本劇作家協会
一般社団法人 日本演出者協会(1月22日付)
協同組合 日本映画監督協会(2月19日付)

※演劇団体や芸術文化団体にもこのアピールへの賛同を広く呼びかけています。